

（問）教職員による犯罪根絶に向けた取組について

教職員による犯罪根絶に向け、懲戒処分の指針の改正といった既に行われている対策を含め、今一度、さらに効果的な対策について、不断の取組を強化してもらいたいと考えるが、教育長の強い決意を伺う。

（答）

教職員によるわいせつ行為は、児童生徒に生涯にわたって回復し難い心の傷を残すなど、決してあってはならないものであり、また、法律の施行により、性暴力防止対策の強化が求められている中、今年度、わいせつ事案が続けて生起していることにつきまして、大変、重く受け止めております。

更なる対策を講じるため、専門家からの意見聴取を行い、未然防止には、規範意識の向上や、管理職や同僚が支え合う風通しのよい職場づくりが大切であるといった助言などを踏まえて、3点について取組を進めることとしております。

1点目は、学校全体で規範意識の向上を図るため、児童生徒との私的なメールのやりとりや、密室で1対1になることなどの禁止行為を明示したチラシを掲示することなどにより、基本的なルールの徹底を図るとともに、定期的にワークショップ形式での不祥事防止研修を実施してまいります。

2点目は、風通しのよい職場環境づくりを推進するため、管理職が、教職員の抱える悩みや困りごとについて相談に乗る際の手法や心構えについて研修するなど、教職員が相談しやすい職場づくりに取り組んでまいります。

3点目は、教職員が自覚できていないストレスに自ら気付くことができるようにするため、広島県公立学校校長会連合会と連携し、自身の状況を客観的に振り返ることができるセルフチェックシートの導入に取り組んでまいります。

また、児童生徒が被害に遭わないようにするための取組といたしましては、今後開催する保健主事研修や生徒指導主事研修などを通じて、「生命の安全教育」の取組を充実させ、児童生徒が不快な思いをした時に、信頼できる大人に相談したり、訴えたりすることができる力の育成を図ってまいります。

県教育委員会といたしましては、子供たちが安心して学ぶことができる環境をつくるため、市町教育委員会や校長会など、全ての教育関係者と力を合

わせて、教職員によるわいせつ行為の根絶に取り組んでまいります。